

仮名概念はいつ生まれたか : 「書期用語「万葉仮名」をめぐって」補説・再説

著者	山田 健三
出版者	長野県ことばの会
引用	ことばの研究 12: 1-8 (2020)
発行年月日	2020-05-01
URL	http://hdl.handle.net/10091/00022223

仮名概念はいつ生まれたか

「書記用語「万葉仮名」をめぐって」補説・再説

山田 健三

1 はじめに

本稿の目的は、標題にあるごとく、仮名概念の成立期を問うものである。仮名概念というからには、現在の我々が認識する仮名形象の成立を問うこととは、異なるレベルのものであること、まずは注意されたい。

鎌倉期から近代まで「真名仮名」「真仮名」「万葉仮名」などの表現が歴史的に用いられてきている。これらは、上代に（当代のそれとは異なるが）仮名があった、という認識が支配的であったからこそその命名と思われるが、近時それは問い直され、仮名とされているそれは、上代においては、漢字の一用法に過ぎないという論調がある。その議論に従って「万葉仮名という漢字」といった、現代用いるには、いささか倒錯したような表現も見られる事態になっている。

本稿では、これらの議論を整理した上で、仮名概念が上代に成立していたと認めるべきであることを説く。

なお、本稿の内容は、山田のこれまでの仮名文字に関する諸論考（参考文献リスト参照）と重なるところが少なくない。「仮名概念」という観点から整理し直した、と言ってもよい内容になっていることを、予めお断り申し上げる。

2 漢字の借音用法と仮名との境

上代日本語期を「漢字専用時代」¹とする理解がある。上代を代表する「記紀万葉」というテキストは、全て漢字で書かれている、という理解である。多様な用いられ方が見えるが、そこに用いられている文字の形象は、現在からするならば、まさしく漢字以外の何ものでもなく、漢字専用の時代と呼んで差し支えないように思える。

その後平安時代に入ってから、現在の我々が用いている平仮名や片仮名につながる文字形象が確認でき、そしてそれらは、漢字を母胎として生成してきたものであることが明らかで、しかも漢字そのものの文字形象も継続されているので、文字形象の分裂が平安期に起こったことは間違いない。そしてその文字形象の分裂

¹乾（2019:4）では「漢字専用時代に漢字と仮名との対立が、文字としてあったかなかったか」といった表現を用いている。

期を以て、仮名の成立とすることは、一般的な理解として問題のないように思われる。

しかしながら、一方で上代において、私が「上代仮名」と呼ぶ仮名が存していたことも、今日「万葉仮名」という言い方で、一般に知られている。視覚形象の点では漢字とは何ら変わるところのないものであるが「仮名」と呼ばれているところに、先ほどの仮名成立期の理解と合わない点が生じる。

この上代仮名は、歴史的には、後代「真名仮名」「真仮名」「万葉仮名」など様々に呼ばれ来たっているが、いずれも「仮名」として認識されており、就中、契沖以降の国学者の多くは、これをただ単に「仮名（仮字）」と呼び、宣長は「今萬葉書ト云物ガ假名也」（『葬庵随筆』「片假名平假名ト云事」本居宣長全集（筑摩）13、p.618）と明言する。さて、このように長きに渡って「仮名」として捉えられてきた上代仮名を、仮名と認めず、「万葉仮名は漢字である」と考える論調が近年顕著になってきた。

私は、これに対し、日本語書記技術史研究の立場から、「書記用語「万葉仮名」をめぐって」（山田（2013b））と題する論考を記し批判を加えたが、これに対する表立った批判も現れてきた。そこで、山田（2013b）では、「めぐって」とした通り、万葉仮名に関する様々な問題を扱ったが、ここでは論点を「仮名概念の成立期」に絞って、補説・再説を行う。

3 問題の所在

「万葉仮名という漢字」という表現は、混乱を起こすもので即刻止めた方がよいと思うが、この言説の真意は、もちろん人心を惑わすことを意図しているわけではなく、人口に膾炙してしまっている「万葉仮名」の使用を、本心としては是としないものであろう。それはつまり、次のような理解である。

そもそも漢字は、音と意味との結びついた語にまるまる対応する表語文字であり、必要に応じてその意味を無視（捨象）して、表音文字のように音だけを表すこともできる「借音」が可能な文字システムである。そもそも漢字生成システム「六書」の一つとして「仮借」があるように、既に単なる転用ではなく、本質的機能の一つと考えてよいだろう。その点から考えると、漢字には訓用法と音用法とがあることになり、万葉仮名と呼ばれるものは、その音用法（ないしその延長）に過ぎない、つまり、漢字本来の使い方の域を出ていない、というのが、その趣旨・本意と考えられる。

よって、もし「万葉仮名」という用語を用いるとしても、それは漢字の「用法」の一つにすぎず、漢字とは異なる文字セットとして認識されていたとは到底考えられない、というのが、その主張と思われる。

この見解は一見判りやすい論理である。しかし、それに従うとなると、「漢字の音用法（借音用法）と仮名との違いはどこにあるか」という問題を立てた時、「文字形象が異なってから」という答えにならざるを得ず、そして、それが現代人には最も分かりやすく映る。

そう考えると、「真名-」「真-」「万葉-」など冠はあるにせよ、永らく「仮名」と認識されてきたことは、誤った理解であった、ということになる。これらの用語は鎌倉期あたりから区々に用いられているが、永きに渡って、我々の先祖は誤解し続けていたことになる。そして、その「誤まり」は、当然上代認識に対する誤り、ということであるはずである。

もちろん、時代的に近い人々の認識だから正しいとはいえないものの、もし、その認識が誤っているのであれば、そのように認識が変容したことの説明が必要となろう。

しかし、より重要なのは次の点である。漢字の音用法に過ぎないという、この見方を認めると、文字形象が異なって初めて、仮名概念は生まれた、という帰結になるが、そもそも漢字だけを用いていたものが、漢字と仮名とに分裂した以上、分裂動機が存在が当然仮設されなければならない。

文字形象が異なってから分裂動機が生じるというタイミング設定はありうるのだろうか。

大陸では漢字を様々な書体で書き記してきたわけなので、散発的な現象として、極草化した文字形象の発生（変化の改新）はあり得る。そしてそれを利用して分裂した（変化の採用）、というのであれば論理的に判る。しかし「利用して」としたように、その場合には、分裂動機が先んじて存在していなければならない。分裂動機とは、仮名は漢字とは異なるというものであり、それが視覚形象に及ぶのは「示差性の拡大」として無理なく理解できる。しかし、視覚形象が先んじて、という理解に合理的な説明は困難なように、私には思われる。書記システムの大きな変化である以上、そこには、はっきりとした理由説明が求められよう。

4 上代における「仮名」ということばの存在

ここまで述べてきたことは、できる限り十全な理解に近づくための論理的検討であるが、その一方で確かな時代的証拠や証言が、やはりほしいところである。

上代文献に「仮名」ということばが確認されれば、ことは容易なのであるが、残念ながら、その存在は知られていない。上代語文献については、研究の進展に伴い、また、文献の数も量もさほど多くないところから、早くに上代語を網羅する試みがなされ、その成果は今日、『時代別国語大辞典・上代篇』として学界共通の財産となって久しい。また、その後、発掘によって現れた出土文字資料（木簡など）なども含めて、多くが電子データ化されるという状況であるが、「仮名」という語の存在の報告はいまだ聞かない。

このように上代語文献に「仮名」という語の文献的徴証は今のところ得られていない。しかし以下に説明するように、存在の可能性を示唆する証拠はいくつかある。これらはいずれも個々別々に既発表論文でふれたものであるが、改めて整理して示そう。

5 内的再建からみる上代における「仮名」の存在

現在用いられている「平仮名」「片仮名」という語。これらは「仮名」という語に「平」「片」という形容語が結びついて出来た複合語である。

複合語形成は、語形成システムとして言語内に存在するもので、例えば「夏祭り」「秋祭り」という語であれば、[夏 [祭り]]、[秋 [祭り]]と、それらの構造を示すことができるように、それぞれ[補部 [主要部]]という語構造を有している。この場合の補部は主要部を限定する働きを有するものであるから、「夏祭り」とは、祭りの中でも夏に行われるものを限定して示すものとなっていること、改めて言うまでもない。この場合、当然のことながらここで確認しておきたいのは、「夏祭り」「秋祭り」という語に先んじて「祭り」という語が存在していなくてはならない、ということである。

同様に「平仮名」「片仮名」はそれぞれ、[平 [仮名]][片 [仮名]]という語構造であり、「平」や「片」が「仮名」を限定しており、「仮名」は「平仮名」「片仮名」に先んじて存在していなくてはならない。

ここで、その平仮名、片仮名という語が指し示す文字形象を具体的に当てはめて考えてみるならば、仮名(例:以)を「ヒラ」という形容状態にしたのが平仮名(例:い)で、仮名(例:伊)を「カタ」という形容状態にしたものが片仮名(例:イ)である、ということである。つまり、ここから言えることは「い」「イ」がそれぞれ平仮名、片仮名と呼ばれるためには、「以」「伊」が仮名と呼ばれる歴史的段階を想定しなくては、平仮名、片仮名という用語自体が存在しえないことを指し示している。つまり「以」「伊」といった形態が仮名と呼ばれた時代があった、ということである。そして、それは当然上代という時代に据えられよう²。

6 宇津保物語の記述から

次に平安期の言説をヒントに考えよう。

宇津保物語には多くの仮名に関する場面が現れ、その時代、仮名には男手と女手とがあったことが判る。ここでいう「男手」「女手」は仮名の書体名称である。

現在一般には、男手は漢字で、女手は仮名のことと説明されることが多いが、夙に原田芳起(1971)が指摘し、山田(2010)でも詳しく論じたので、議論プロセスについては、そちらを参照願いたい。男手=漢字、という説明は明らかな誤りといわざるを得なく、平安期にはどちらも仮名名称であり、仮名書体の違いが、男手と女手であった。それは、端的には、仮名であめつち歌を記す場面で、「男にてもあらず、女にてもあらず」³という書体を示す場面の、この表現から理解でき

²ここでの議論は、既に(山田(2013c)、山田(2018)などで関数を用いて触れたが、なかなか理解されない向きもあるようなので、表現を変えて説明をした。また、上代に仮名概念の存在を認めない場合、是非ともこの内的再建による方法の問題点を指摘されることを願う。私としてもこれを絶対視するわけではないが、これまで、口頭・私信で頂戴した批判は、この問題に一切触れていない。「論より証拠」というスタンスであるかも知れないが、学問の進展のためには「論と証拠」が必要である。

³ここでの「男」「女」は、それぞれ「男手」「女手」の意と解される。異論の存在は聞かない。

る。この表現からは、一方に男手、もう一方に女手を極とした連続体を仮構し、その中間に位置する書体（秋萩帖に有名な書体（一般に「草仮名」とされる））が「男にてもあらず、女にてもあらず」の書体で書かれていると、考えなくてはならないことから、「男手」は明確に仮名の一種として認識されていることが明らかである。

そして、「男手」の形象実態は、視覚的には真名（漢字）そのものであるからこそ、「男手はまな、女手はかなをいへり」（藤井高尚（1830年頃刊）『松の落葉』）、「男手は眞字、女手は假字なり」（伴信友（1850年序）『仮字本末』）といった、男手＝漢字という誤認識が後世広まったと思われる。

つまり、文字形象の変化・変容が既に起きている平安期10世紀においても「仮名」と呼ばれるものには二種類あり、一方が「男手」、そしてもう一方が「女手」という状況であった。このことを踏まえると、文字形象の変容によって仮名概念が生まれたとは到底考えられない。

ちなみに、便宜それぞれを男手仮名、女手仮名と呼ぶことにすると、男手仮名は、その実態は上代仮名そのものであり、女手仮名が後に我々が仮名として認識する、文字形象が大きく変容したものである。

7 古事記序文解釈について

乾（2019）は、上代に「仮名」が存在したとする私の論を批判し、次のように主張する。箇条書きに整理した上で、そのままの形で引用する。

1. 「われわれは万葉集を、漢字と、それとは機能的に異なる仮名という文字セットの二様の文字セットで書かれているとは認識していない」（乾（2019:2））
2. 「万葉集編者あるいは書記者もやはりそうは認識していなかった。…漢字という一つの文字セットに、二様の用法をみとめていたと考えられる。」（同）
3. 「歴史的にみても、漢字の「形（ケイ）」から乖離しないかぎり、漢字の一用法にすぎないと考える」（同）

1と3については、既上記の論述がその批判・答えとなっている。そこで、2の「万葉集編者あるいは書記者」の認識問題について、触れよう。

私としても、これが知りたいところの問題で、既発表論文で、私なりにこの問題に迫ったつもりの問題である。そしてこの問題は、どのようにしたら探れるのか。これへのアプローチが、学問的に最も興味の湧くところである。

さて、この問題について、乾がふれるのは「万葉集編者あるいは書記者」そのものではなく、同じ上代ではあるが、太安万侶の言説である。例の古事記序の凡例に当たる、よく知られた箇所であるが、改めて(1)に示そう。

- (1) 上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因訓述者。詞不逮心。全以音連者。事極更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之内。全以訓録。

なお、これを「て」と「に」が入れ替わった誤りと見做す見解も近世に見られるが、どちらにしても大意に影響はない。詳しくは、山田（2010）に論じたので、そちらを参照いただきたい。

太安万侶は確かにここで「音」「訓」という表現を用いているので、真名（漢字）に「音用法」と「訓用法」が存在するという認識が、上代日本において存在したことは歴史的事実として認められる。しかし、この点から直ちに「上代には仮名といわず音と認識していたのだ」とか、「上代に仮名概念が生まれていない」とは見なせない。

これは、否定の証明が困難である、という論理的問題だけからでも、また、同一現象に対して複数の言い回しが存在しうる、という可能性の問題だけから言うのではなく、この文脈からそう考えられる、ということである。以下に説明する。

安万侶が、音用法と訓用法の選択問題に頭を悩ましているが、この箇所はそもそも、音訓両方の選択が可能な「真名」を以て記す「散文」についての表記法について述べている箇所である。それは、安万侶が最終的に選択した表記方法が「交用音訓」と「全以訓録」であることを見れば判る。

対句表現で「交用音訓」と「全以訓録」と述べているが、要は、安万侶は散文部分を原則「訓」で書き、訓だけでは意味が伝わりにくい場合に「交用音訓」とするということ、つまり、「訓用法／訓表記」がデフォルトで、「音表記」は補足的な書き方であることを述べている。「訓用法／訓表記」がデフォルトである、ということから判るように、結局のところ「真名」の使い分けについてのみ述べている箇所、と考えられる。であるならば、ここに出てくる「音」も「訓」も「真名」のそれを指している話で、「仮名」のことはついで問題にしていない、と見る事が可能である。

このような見方、この解釈を支えるのが、古事記に記された113首にのぼる歌謡の表記実態と、それに対する安万侶の態度である。

古事記歌謡には、万葉集のような、「春霞」といった訓表記も、「山下復有山」（出）「十六」（猪）といった解説要求をするトリッキーな表記も、「孤悲」（恋）といった字義を意識した表記も現れない。一字一音の表音節的用法のみという表記実態である。安万侶は、序文で訓表記をデフォルトとすることを述べながらも、歌謡表記では、—これを音表記というなら—全て音のみを用いていることに一切触れていない。

つまり、安万侶が頭を悩ましたのは、散文における真名での表記方法（音訓選択）についてであって、歌謡の表記まで含んでのことではない、ということである。歌謡の表記実態が「音用法」であったとしても、それについて全く触れていないのは、当時としては、至極当然の、取り立てて言うまでもない（unmarkedな）文字用法を実施したに過ぎなかったからだと考えられる（山田（2006）参照）。

このように、表記実態に関して二分が可能である以上、既に真名とは異なるものとして、「仮名」と呼ぶに相応しい認識実態が、歌謡表記においては存在していたと考えてよい、と考える。

8 まとめ、そして万葉集の書記史上の位置づけについて

以上で、上代に仮名概念の存在したことを、私の既発表論考を踏まえて補説・再説し、乾（2019）への反批判・回答とした。

結論は繰り返さないが、私の理解する限りにおいて、乾と私の見ている上代の文字景色はさほど変わらないように思うが、認識・言説レベルで大きな隔たりを示している。その違いが何に起因するのかは、私の憶測でしかないが、一つには、万葉集の書記史上の位置づけにあるように思われる。このことに最後に触れて稿を閉じたい。

記紀万葉と一口に言うが、殊に仮名という観点からするならば、記紀歌謡と万葉歌謡では、その表記実態があまりに異なる。私の関心は、日本語書記技術史の一環としての上代における表記実態であるが、記紀歌謡の表記は「仮名」と呼んで何ら差し支えないものである。乾（2019:3）は「山田も日本書紀の表記には、漢字と仮名とが用いられているとはいわないであろう」と私を誤解するが、「日本書紀の表記」に歌謡表記が含まれる限り、日本書紀も漢字と仮名とが用いられているとって何ら問題ない。記紀歌謡に用いられる仮名は、それぞれの字音根拠は異なるとしても、書紀歌謡に中国語原音が反映していても、仮名と呼んで全く差し支えない。

しかし、万葉歌謡の場合は、事情が異なる。「仮名」と呼んでよいものももちろんあるが、より多様な表記を用いている。乾が私の主張に抵抗を感じた理由の一つに、私が「仮名セット」という呼び方をしたことがあるかもしれない。しかし、上代において「真名セット」と「仮名セット」とを峻別することによって、次のような理解が可能となり、より万葉集の位置づけが明確になるように思われる。

記紀歌謡は「仮名セット」のみで書かれたが、万葉歌謡は「仮名セット」のみならず、「真名セット」と「仮名セット」との境界を越境する技巧を以て記されており、その技巧をも鑑賞の対象として存在するテキストである。

万葉集中 /ス/ の仮名としてたった一度だけの利用が確認できる「数」は、「衣裳数十引（あかもすそひき）」（巻9-1742）という使用実態からして、引きずる「衣裳裾」の長さを「数十」という数量表現でイメージさせる意図的かつ巧みな表記と見られる（山田（2015）参照）。この「数」を純粹に「仮名」として理解してしまっ⁴ては、至極貧しい鑑賞力と言わざるを得ない。真名と仮名とがありながら、それを越境し、— もちろん越境できる書記環境の時代であったからこそであるが— その解読をも楽しむ特別なテキストとして編纂されたのが万葉集である。そういう特別な存在であると、私は見ている。

「仮名セット」「真名セット」という概念を導入し説明した方が、記紀歌謡と万葉歌謡との違いを、そして万葉歌謡の特異性が説明しやすい。

よって万葉集の表記を、上代の一般的な unmarked な表記と見ることはできない。万葉集のそれは極めて marked であり、そこにこそ、歌謡内容とともに、万葉

⁴ちなみに「万葉仮名一覧」などで「数」が /ス/ を表す主要仮名として扱われることがあるが、これは正されるべきである。ちなみに「数」は、記紀歌謡にも見られない。

集の文字表現価値が認められるものであろう。であるからこそ、平安期になって、万葉集は梨壺の五人によって「解説」されるべきテキストたりえたのである。

万葉集が平安期に読み解きがたくなっていたのは、決して日本語書記システムの危機などではない。それは、そもそも万葉集が、高度な言語遊戯（表記遊戯）的知性を問われるテキストであり、日本文学史の最初を飾る和歌集ではあっても、決して原初素朴なテキストではなかったからに他ならない。むしろ和歌を以て臨んだ漢詩集とまで言ってもよいように思う。

引用・参考文献

1. 乾 善彦（2019）万葉集と「仮名」（『美夫君志』98）
2. 原田芳起（1971）男手・女手名義考（『樟蔭国文学』8、原田芳起（1973）『平安時代文学語彙の研究・続編』風間書房、再録）
3. 山田健三（2006）言語史資料としての出土文字資料：日本語書記史記述のために（国文学 51-4）
4. 山田健三（2010）男手考：宇津保物語の用例をめぐる平安書記システム記述（『日本語学最前線』和泉書院）
5. 山田健三（2013a）「草仮名」名義考（『国語語彙史の研究・三十二』和泉書院）
6. 山田健三（2013b）書記用語「万葉仮名」をめぐる（『人文科学論集：文化コミュニケーション学科編』47、信州大学人文学部）
7. 山田健三（2013c）仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考（『日本語学』32-11）
8. 山田健三（2015）「成立期の仮名」をめぐる日本語書記システム上の諸問題（『日本史研究』639号）
9. 山田健三（2018）「仮名をめぐるターミノロジー：仮名用語再考・再論」（『信州大学人文科学論集』第5号（通巻52号））